

目次

育成する人材像と研究科の教学目標  
研究科を取り巻く情勢と 2008 年度の教学課題  
カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況  
FD等の授業改善  
2009 年度入試学生の受け入  
学習・進路就職支援  
教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用  
法務研究科の運営について  
研究業績

育成する人材像と研究科の教学目標

1 アドミッションポリシー

2008 年度についても法科大学院入試は、「公平性、公開性、客観性、多様性」を守りながら、未修 50 人、既修 100 名の定員に優秀な入学者を確保することを目指した。入試についての詳細は の記述に譲る。

法科大学院の入試方式としての制約がある中で、本学法学部からの優秀な入学者の確保は重要な課題である。しかし、現状では本学法学部からの入学希望者は漸減傾向が継続している。学部とも連携し、原因を分析・打開策の検討が必要である。

2 学力形成・進路就職目標

新司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、特色ある質の高い法曹を送り出していく。本学は「地球市民法曹」の養成を教学理念に掲げているが、グローバルな視野の形成、鋭い市民感覚を養成する科目群を置き、履修プログラム化することでこれに対応している。

2008 年 5 月の第 3 回新司法試験の結果は、59 名の合格者を輩出し（昨年度は 62 名）、全体の合格率が低下するなかで、人数は減ったものの、一定の結果を出すことができた。しかしながら、本学の卒業生の合格率は全国平均をわずかとはいえ下回っているものであり、この点の改善が今後の課題と考えられる。合格者数だけでなく合格率の向上と、司法研修所やさらには法曹としての就職後の本学修了者の状況を法科大学院カリキュラムにフィードバックし、カリキュラムの高度化を図ることが今後は必要である。

なお、2009 年の第 4 回司法試験出願者は、これまでの修了者を含めて 9734 名（昨年は 7842 名）である。最終の合格者数は、法務省や、2100 名から 2200 名を適当とする日弁連の動きもあり、現在やや流動的な状態にあるが、2000 名～2500 名と仮定すると、合格率は 20%程度が見込まれている（実際はいわゆる「受け控え」が生じることから、合格率は若干上昇するであろう）。

研究科を取り巻く情勢と 2008 年度の教学課題

1 社会的環境

司法制度改革、とりわけ法曹人口の増加にブレーキをかける動きが出つつある。また、法科大学院志願者数（適性試験受験者数）自体が、漸減傾向にあり、情勢を見守ることが必要である。また、法科大学院の定員を削減する動きが国立大学を中心に見られ、本法科大学院においても影響が及ぶ可能性がある。

2 学生実態

法科大学院の入学資格である適性試験受験者は、2003 年度に大学入試センター実施のものと同様日弁連法務研究財団実施のものをあわせて、53654 名であったが、2008 年度は 23068 名であり、半減しており、進学母体層が大幅に減少していることが裏付けられる。

本法科大学院の入学者を出身大学別に見ると、2008 年度は、立命館大学 47 名、同志社大学 16 名、京都大学 12 名、関西大学 9 名、関西学院大学 7 名の順である。全体的な受験生の減少に伴い、関西からの学生の割合が増加し、関東の大学出身者が減少しているということが言える。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人（大学または大学院修了後 1 年以上経過し、23 歳以上の者）の入学者は 33 名であった。法学部以外の学部出身者は 24 名であった。

入学者の男女比率は、2008 年度は、既修は女性 25 名対男性 76 名であった。未修は 21 名対 24 名であった。

2008 年度の休学者は 14 名（継続中 8 名、新規 6 名）、退学者は 15 名であった。休学理由は、「病気」が多いという特徴がある。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者があり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

### 3 教育体制

現在、専任教員で女性が 1 人（実務家教員）であり、ジェンダー構成上の改善課題である。2008 年度中も、専任教員の新規人事にあたり、女性教員の獲得にもつとめたが、適当な候補者を確保できず、女性教員の増加は実現できなかった。ただし次年度以降の採用人事との関係では女性の専任研究者教員を採用する予定である。

また、専任教員の担当授業時間数については、2008 年においては、ダブルカウント教員を漸次解消することにより、法務研究科専任教員の実質的増加を通じたさらなる教員の授業負荷の軽減と、教員間でのアンバランスの平準化を法学部とも連携しながら進めている。その中で、2008 年度には民事訴訟法の教員の任用と、刑事訴訟法の教員の任用が決定した。ただし、いずれも赴任は、2010 年度からとなる。

2008 年度法科大学院教員持ちコマ数

持ちコマ 時間	07 年間持ち コマ時間数	08 年間持ち コマ時間数
最大	36.40	24.00
最小	6.00	6.00
平均	17.61	16.88

## カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

### 1 カリキュラムの実施状況

受講登録状況については別表添付

#### 法律基本科目

##### (1) L1 科目

民法科目で定期試験での C、F 評価の割合（つまり再試験対象者）が他の科目より高い科目が存在した点が従来から問題とされてきた。将来法曹となるための必要な知識と応用力を身につけるという点から、一定の水準が要求されることは勿論であるが、特に L1 の前期、後期それぞれの段階で未修者の到達水準をどのように設定すべきかについては、さらに検討を深め、定期試験の実施方法を含め科目担当者間の共通認識とする取組が進められてきた。その結果、本年度は、極端に C や F 評価の割合が高い科目はほぼなくなったと言ってよいであろう。

##### (2) L2・S1 科目

同一科目で学生アンケートの結果等に差がある講義の、クラス間格差の解消は継続的な課題であり、FD 活動の充実や担当者間の協議といった取組によって問題の解消が図られることが望まれる。

演習については L2、S1 の合同クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院 2 年目と 1 年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が特に高かつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）において 2007 年度より 3 グレード制を実施した。グレード制の取組が、果たして学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。成績が高いグレードに属する学生が第 3 回新司法試験で高い合格率を示したことは確認されているが、FD フォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われているし、今後も検討が続けられるべきである。

(3) 必修講義科目や演習（実務総合演習）はクラス指定であるが、相当数のクラス変更希望があるのが法科大学院の特徴である。受講したい科目との時間割上のバッティング、社会人の勤務の都合など、所定の理由あるものについて、クラス運営上の支障を生じない人数の範囲でクラス変更認めている。ただ、あまりにも人数が多い科目

になることは問題であり、少人数による教育との法科大学院制度の趣旨に反する結果にもなりかねないことから、次年度以降は履修指導による取組を進めたい。具体的には、先端展開科目（特に司法試験受験科目）を先取りする学生が一定数見られることが原因であることから、まずは法律基本科目の履修を優先するよう履修指導を行う。

#### 実務基礎科目

##### 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数担当しているが、このチームティーチングをより実質化することが課題となっている。そのためには、カリキュラムの制度枠組みに留まらず、内容、テーマと教授方法に関する共同研究を深める必要があり、部門ごとに検討会が開催され、実務家教員を含めて教材作成等につき議論が行われた。また、文書作成能力を高めるため、公法実務総合演習や民事法実務総合演習では、教材を題材として文書作成が行われた。各実務総合演習科目に関しては、研究者教員と実務家教員の双方が参画し、開講前に入念な検討会がもたれる中、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営の在り方が具体的に検討された。

また、公法、刑事法、民事法の全ての実務総合演習科目で、履修前提科目（民事は要件事実と事実認定も含む）の GPA による 2 グレード別クラスとして、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように改善を図った。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、今後も検討が必要である。しかし、昨年度の新司法試験の結果から、グレードが上のクラスほど多くの新司法試験合格者が輩出されていることがわかり、一定の学生についてその学力を伸ばすという目的は達成できていると考えられる。今後は、低いグレードの学生の学力をいかにして伸ばすかが主な課題と考えられ、この点は 2 で述べる少人数化の進展による対応が検討されている。

##### 実習科目

リーガルクリニック（法律相談）、リーガルクリニック（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、カリキュラム上の大きな特色である。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー＆守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出と事後指導のスタイルは定着してきたといえる。

リーガルリサーチ＆ライティングは必修科目であるが、未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置されている。

#### 基礎法学・隣接科目

一部に講義科目としても受講者がやや多い科目がある。一般的傾向として、全科目 GPA は法律基本科目 GPA を上回る。基礎・隣接や次項の先端・展開では、問題関心にそって選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると見ることもできる。しかし、科目毎の成績分布と照合しながら、全体とのバランスを欠いていないかどうか、さらに慎重に分析されるべきである。

この分野に今後どのような科目を配していくかについては、先端・展開科目の共通科目のあり方と共に、2009 年度以降のカリキュラム改革課題になろう（新設科目については 2 参照）。特に、科目によっては担当者も含めて、内容等の再検討が必要なものが見られる。

#### 先端展開科目

a) 3 つの法務プログラムに講義 2 科目と演習 1 科目からなる科目パックを各 4 つ配置して、専門性を体系的に深められるよう工夫している。受講者が多い公共法務では 2008 年度も昨年度に引き続きクラス分割を行った。受講規模が大きいクラスへの対応は今後も必要と考えられる。

b) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習は、2008 年度も受講者希望者が僅少であった。広報の強化が必要なのは言うまでもないが、2008 年度は科目の配当時期を工夫することにより受講者の増加をはかったことにより、少なくとも受講生の減少はなかった。新司法試験が競争試験化し、法科大学院の正課と試験準備で慢性的な「時間不足」となっている現状では、受講生の母体層を拡大するのはなかなか困難な状況がある。しかし、地球市民法曹養成の目玉となる科目群であり、昨年行われた第三者評価でも指摘されていることから、後にも触れるが、引き続き受講生を確保する努力が必要である。

c) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、法務研究科と法科大学院の共同開講により、2009 年 2 月 9 日（月）～2009 年 2 月 13 日（金）に朱雀キャンパスで開催された。「グローバル化時代の日本法」のテーマで、本年は立命館大学のほか神戸大学、早稲田大学、学習院大学、シドニー大学、オーストラリア国立大学、双日株式会社より講師を招聘し、講義はすべて英語で行われた。参加者数は、後述するような努力を行ったこともあり、昨年度を大幅に上回る 59 名（うち聴講生 36 名（外国人 34 名、立命館大学生 2 名）、法科大学院生は 23 名）で実施

した。

d) 大阪弁護士会との提携科目として、現代法務特殊講義(テーマ「民事介入暴力対策法実務講義」担当者・野村太爾弁護士)を前年度に続き開講した。大阪オフィスとつないだ遠隔授業である。

e) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックの受講者を中心に履修指導を行った。

#### 定期試験・再試験

a) 再試験は、履修前提科目のF評価の者は必ず受験している。しかし、C評価の者は申請自体が半分程度であり、しかも再試験手数料を払い込んで申請したにも関わらず受験しない者も少なくない。Fへの変更を危惧しているためであろうが制度の趣旨からすれば適切ではない。この問題は2でも触れるが再試験制度の見直しによってははかれるべきである。

b) 定期試験では、L1は最終講義日との間隔、4日間の試験期間ではほぼ連日2科目受験せねばならず、かなり過密なスケジュールである。また、定期試験期間の試験実施は法律基本科目の講義科目とし、90分試験を原則としてきた。しかし、法律基本科目の演習、実務基礎科目である実務総合演習も定期試験期間中に試験実施する傾向が見られたことから、統一を図る必要があった。そこで、2008年度より、実務総合演習はすべて定期試験科目として執行することが合意された。また、2008年度は、最終講義日から定期試験まで一定の間隔を置くよう配慮した。

#### 疑義照会・異議申立て

2008年度前期は疑義照会12件、異議申立て0件。後期は、再試験対象科目の成績発表時点で疑義照会3件、異議申立て1件。修了判定に対する異議申立ては1件(3月13日以降判明)であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、制度の趣旨がかなり周知されてきたことが、疑義照会の理由説明等から窺える。担当教員からは個別面談を行う等、制度的に求められている以上の丁寧な対応が行われている。

#### 日弁連法務研究財団認証評価での指摘の点

なお連法務研究財団評価報告書(2008年3月)では、法律実務基礎科目が手薄との指摘に関しては、エクスターンシップとリーガルクリニックを選択必修としており、相対的には手薄なものとは考えられない。また、評価時には、民事訴訟法等での構造的補習(全員参加)の問題が、指摘されているが、これは前回評価報告書も指摘するように、入試科目との相関関係もあったものであり、2008年度実施の入試(既習者)で、7科目入試方式を導入したことにより、制度的改善が図られている。また、2008年度、特定科目における特段の構造的な補習は発生していない。

## 2 カリキュラム改革の概要・進捗状況

### 入試改革に伴うカリキュラム改革

2008年度実施の既習者入試において、主要7法を必修化したことに伴う公法カリキュラム改革の実行である。具体的には、未修1年次配当の憲法(4単位)を憲法(3単位)とすることと未修1年次配当の行政法(2単位)を新設することであり、2008年度より実行された。2009年度は、未修2年次前期配当既習1年次配当の行政法(2単位)を廃止し、行政法(1単位)、憲法(1単位)を新設し、後期配当の行政救済法(2単位)を廃止し、行政法演習(2単位)を新設することとされている。

### 丁寧な指導の実現 - クラス規模問題を中心に

本法科大学院は、同規模の他大学法科大学院と比較して、教員一人当たりの学生数が多い(ダブルカウントが多いため)が、演習のクラス定員も比較的多く30名である(同志社25名、関学は20名以下)。より丁寧な指導を実施するためには、ダブルカウント教員の削減を進め、さらに、商法演習等の条件の整った科目から演習科目の数を従来の5クラスから6クラスとし、1クラスの人数を削減した。

演習科目のみならず、一部の講義科目についても受講生を削減しよりきめ細かい指導をすることを次年度以降も検討することとする。

さらに、本法科大学院院生の弱点である民事法の学力を底上げするため、会社法に関する少人数によるコーポレートロー先端演習を次年度から設置することを決定した。この講義は、少人数による受講を可能とするため、

複数クラスを開講する。

本法科大学院の特色あるカリキュラムを実質的なものすること

本法科大学院は、理念として「地球市民法曹」の養成を掲げており、外国法務演習や京都セミナー等の「地球市民法曹」の養成に関わる科目を設置している。しかし、新司法試験の受験の圧力などもあり、これらの司法試験科目と直接の関係の見られない科目は受講生が伸びていなかった。

これに対する取り組みとして 2008 年度より、学生がより受講しやすいようにするために、登録科目の制限の上限から外す等の措置を行う等の取り組みを行った。その結果、外国法務演習の受講生数は下げ止まったただけだが、上で見たように、京都セミナーの受講生は大幅に増えた。

また、次年度は、これまで実務基礎科目としておかれていた法曹英語、 をそれぞれ涉外弁護士実務、英文契約実務として先端展開科目とすることにより学生の受講環境を改善する予定である。

厳格な成績評価・修了要件（履修前提制の再検討）

厳格な成績評価基準の設定・開示に関しては、教育システム全体の再検討の一環として検討されるべき課題であるため、2009年度初にも予定される今後の教育システム改革の方向性の決定と機を一にし、具体的な検討が開始される予定である。すなわち、履修前提制の廃止と進級制の導入、ならびに再試験制度の廃止という教育システム改革の方向性の中で、シラバスにおける各科目別の具体的な到達目標の再設定と、その開示につき、次のように検討されるべきと考えられる。

第1に、基礎力を十分に身につけさせるためには、科目の到達目標が適切に定められ、厳格な成績評価が行われることが必要がある。これらについては、法科大学院発足時点で一定の基準が各科目で作成されたが、その後のカリキュラム改革に応じて再度設定される必要がある。また、科目毎だけではなく科目群ごとにおいても到達目標を新たに立てる必要がある

第2に、2008年度末には、履修前提制の在り方につき、教育システム全体の設計の在り方も踏まえた議論を、教務委員会を中心に集中的に行った。その結果、特に厳格な成績評価の前進の観点から、概ね見直しの方向性につき合意を形成するに至った。すなわち、現行の履修前提制は、厳格な成績評価の観点からは却ってその制約要因となりえるものであり、そのようなデメリットを解消する観点からは、履修前提制度を収束し、これに替えて進級制を導入することが適当と考えられる。こうした共通認識を受け、2009年度初にも、こうした方向性を踏まえた具体的な教育システム見直しの在り方につき、成案が得られる予定である。

第3に成績異議申立の前提となる個々の具体的な成績評価の公正・適正さを証する定期試験の返却の仕方や、解説・講評の充実に関しては、全定期試験科目における解説・講評の実施につき徹底がなされるとともに、今後の教育システム見直しの中で、例えば、再試験制度の廃止に併せ、答案返却方法の工夫につき検討がなされるべきものとされた。

認証評価との関係

昨年度後期、本法科大学院は、法務研究財団による認証評価を受け、適合との評価を得ている。しかし、新司法試験研究会（参照）に関わる点等でいくつかの点で指摘を受けており、5年後の次回の認証評価を受けるまでの間に、これらにつき改善を行う必要がある。

## F D等の授業改善

### 1 今年度のF D委員会

今年度のF D委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から、前期9名、後期10名のメンバー（うち、実務家教員は前後期とも3名）で構成した。

F D委員会は、平均月1～2回開催し、F D活動の方針作成と具体化を進めてきた。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、F Dフォーラムの開催、授業参観の実施、ニュースの発行などである。

### 2 教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自のアンケートを、全科目・全クラスについて行なった。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後5～6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第

2回目は、授業期間終了後にWeb上で行なった。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。実施科目率は100%である。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員あるいは関連科目の担当者のところで授業改善に役立てられている。例えば、民法演習に関して教材のテーマについて院生の要望を受け止め、担当者での協議の上、2009年度教材でのテーマ変更を行った。また、同一科目の複数のクラスを複数の教員が担当する場合で担当者間のバラツキがある科目については、担当者において改善にむけた議論を行った。さらに、アンケート結果は、FD委員会で委員が分担して分析を行なった結果を集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めている。また、分析結果は、4回とも、学生向けにウェブ上で公表している。

### 3 授業参観

今年度も、昨年度に引き続いて、新しく授業を担当する教員(非常勤を含む)の授業を、FD委員が参観した。その結果の報告書は当該担当教員に渡され、各担当者のところで授業改善に役立ててもらっている。また、全体的な特徴は、FD委員会で集約の上、教授会に報告した。一昨年度は、全科目・全教員を対象とする授業参観を行い、昨年度と今年度は、新しい担当教員についてのみ実施したが、来年度においては、再度、対象とする教員・科目を拡大して実施する予定である。

### 4 FDフォーラム

今年度は、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマは以下の通りであり、毎回、半数をこえる教員が参加している。

第1回(6月3日)「履修前提制について」 参加者22名

第2回(10月1日)「未修者の現状」 参加者17名

第3回(12月16日)「グレード別クラス編成について」 参加者17名

今年度の特徴は、制度的に改善の必要性が指摘されている課題について意見交換を行なうことにしたことである。そこでの議論については、その後、教務委員会等での具体的な改革論議に活かされている。具体的には、第1回フォーラムで検討した履修前提制については、その後、教務委員会での議論をへて、改正案(履修前提制の廃止と進級制の導入)が教授会で承認された。また、第2回の未修者教学については、未修カリキュラムの改革や入試改革の議論が検討されているが、そこでフォーラムでの議論が活かされている。なお、フォーラムの成果は、法科大学院のHP上で、順次公開している。

### 5 その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFDニューズレターを発行しているが、今年度は3月に第3号を発効した。また、法科大学院の教学に関連した各種シンポジウムや研修会には積極的に教員を派遣している。

## 2009年度入試学生の受け入れ

### 1 2009年度入試をめぐる状況

2009年度前期入試は、2008年度第3回新司法試験短答134名合格の結果が出た頃から入試説明会や広報活動が本格化し、その後出願があり、9月の最終合格59名の発表後に入学試験を迎えるという流れになった。

2003年~2008年にかけて適性試験、財団試験志願者はいずれも大きく減少しており、また、新しい法曹養成制度への厳しい逆風の中で、本学も本学法学部、他大学からのいずれからの志願者も減少させた。特に前期の未修の落ち込みが大きい。これには未修の新司法試験実績が影響していると思われる。

入試の質量確保のために、新司法試験対策委員会でも再三問題指摘されているように、本学法学部からの進学層をどのように確保するかが重要課題である。また、定員見直し問題も具体化していくなか、既修法律7科目入試の導入にとどまらず、新しい入試環境に即した入試選抜方式、後期入試や東京入試の在り方についても再検討すべき状況にある。

## 2 2009 年度入試の実施結果

### (1) 実施日程

昨年どおりのスケジュールで実施した。2 次選考日は、同志社・関学の翌週、関大とは同一日である。

	前期入試	後期入試
1 次出願	8/19-8/26	1/19-1/26
1 次合格発表	9/11	2/10
2 次出願	9/12-9/17	2/11-2/18
2 次選考	9/20-9/21	2/22
最終合格発表	10/10	3/6
1 次手続	10/14-10/22	
2 次手続		3/9-3/16(後期は 1 次 2 次同時に手続)

### (2) 試験会場

京都（衣笠キャンパス）と東京（昭和女子大学＜東京都世田谷区＞）の 2 箇所。ただし、東京は B 方式のみである。

### (3) 入学試験方式

2008 年度入試では、A 方式（未修者専願）、AB 方式（未修者・既修者併願）、B 方式（既修者専願）の 3 方式であった。2009 年度入試から、A 方式（未修者専願）、社会人特別（未修者専願）＜本年度から新設・前期のみ＞、B 方式（既修者専願）とし、A 方式と B 方式の併願を認めることとした。

### (4) 改善点

書類点から「資格取得による加点」（20 点満点）を廃止。

A 方式・社会人特別入試の小論文試験時間を 60 分から、200 点配点に見あう 90 分に延長。

社会人特別入試の新設

実務経験 3 年以上の社会人にアピールする入試として新設した。このための出願資格を新たに定め、A 方式の 2 次選考に面接（20 点満点）を加えた合計 520 点満点で選考した。

B 方式の 2 次選考で、法律科目 7 科目を必須科目とし、試験時間、配点、出題内容の見直しを行なった。その結果、B 方式 2 次選考は従来の 800 点満点から 520 点満点となった（B 方式は 1 次選考点との合算はないため、1 次選考点の比率が高まったわけではない）。

これに伴い、2008 年度入試では 4 科目入試から 7 科目入試への過渡的措置として実施した「非選択法律科目の成績証明の提出」等は廃止した。

### (3) 奨学金制度

2008 年度入学生から、A 奨学金が授業料免除 15 名、B 奨学金は 60 万円支給 40 名とし、A、B 奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって資格者を決定する方式に改めたので、2009 年度入試もそれを踏襲した。

## 3 実施状況

2009 年度試験志願者、合格者などの状況は以下のものであった。各項目別に過去 3 ヶ年度前期入試の比較で示しておく。AB 方式の合格者欄の数字は「A 方式合格者/B 方式合格者」。A 方式（ ）内は社会人特別入試の内数。

### [1] 前期

#### (1) 入試志願者数

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	286	136	468	890
2008 年度入試	273	96	283	652
<b>2009 年度入試</b>	<b>245 (26)</b>		<b>355</b>	<b>600</b>

#### (2) 一次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	206	103	378	687

2008 年度入試	236	81	256	573
<b>2009 年度入試</b>	<b>223 (23)</b>		<b>331</b>	<b>554</b>

(3) 二次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	82	23/24	190	319
2008 年度入試	80	13/31	152	276
<b>2009 年度入試</b>	<b>93 (12)</b>		<b>175</b>	<b>268</b>

[2]後期

(1) 入試志願者数

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	83		170	253
2008 年度入試	52		148	652
<b>2009 年度入試</b>	<b>37</b>		<b>94</b>	<b>131</b>

(2) 一次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	64		147	211
2008 年度入試	47		123	170
<b>2009 年度入試</b>	<b>33</b>		<b>80</b>	<b>113</b>

(3) 二次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2007 年度入試	6		20	26
2008 年度入試	6		19	25
<b>2009 年度入試</b>	<b>10</b>		<b>35</b>	<b>45</b>

[3]入学者合計/合格者合計

	未修	既修	合計
2007 年度入試	54/111	94/240	148/351
2008 年度入試	45/99	101/207	146/305
2009 年度入試	45/103	94/210	139/313

4 課題

(1) 志願者の減少

適性試験の受験者が減少したのに応じて志願者数の減少が続いている。特に、9月入試の未修が減少した。東京入試の減少も継続している。

(2) 出身大学の構成

立命館大学が一番多く、同志社、京大等の関西のおもな大学が続くが、一大学から10名以上入学があるのは限られており、全国の大学から広く集まっている。

(3) 奨学金

授業料免除のA奨学金、60万円支給のB奨学金は2008年度入試と同様の規模で、入試成績順に給付した。



#### (4) 今後の課題

2008年度入試から奨学金給付の単年度化、2009年度入試から、未修小論文試験時間の拡大、既修の法律科目入試の7科目化を行った。現在の志願者動向と厳しい経済不況を考えれば、奨学金制度も含め、さらに志願者確保の施策を打つ必要がある。

### 学習・進路就職支援

#### 1 学習支援

##### 履修指導

年度初の新入院生向け説明会において、プログラムパック制の趣旨につき、丁寧な説明を実施した。ただし、パック制度そのものの在り方については、2011年度のカリキュラム改革(履修前提制の廃止、進級制の導入等)の時期に合わせて、何らかの検討・見直しを行う必要があるものと認識している。

##### 正課のフォローアップ

今年度も全教員がオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了直後の質問の受付は、時間割が許す限り、全ての科目で励行されていると言える。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取るなど、工夫されている科目もあり、FDフォーラムで経験交流も行われた。FDフォーラムの内容は法務研究科HPで公開している。

##### LETの活用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB等により提供される判例、文献情報等、法科大学院の学習生活にLETは欠かせない存在となっている。

また、2005年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。憲法、民事訴訟法、刑事訴訟法等で活用されている。法律基本科目(必修)で活用されている結果、相当割合の院生が利用する機会を持てたことになる。また、択一問題が容易に参照できる環境となったことから、民法や民事訴訟法などの他の法律基本科目においても、LETシステム上ではなくても択一問題を授業で活用していく傾向にある。FDフォーラムで活用の仕方とその成果についても報告会を持っているがさらに普及が必要である。

##### 入学前指導など

未修者への法科大学院学習への導入をスムーズにするため、民法を中心に入学前プログラムを本年度も実施した。担当は吉村教授で、添削指導等を行った。また、スクーリングを朱雀キャンパスにおいてゼミ形式(出席任意)で行った。

このほか、入学前ガイダンスを9月試験合格者に対しては10月26日(参加97名)、9月+2月試験合格者を対象に3月15日に実施し、学習案内、在学生によるアドバイスや施設見学、質問の受付や相談を行った。

##### オリエンテーション企画

2008年度のオリエンテーションは別表のとおり実施した。2009年度は企画内容を精選し、日程を短縮した。

##### 授業懇談会・学生面接

学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容に関して懇談を行った。法科大学院設置1年目とことなり学生からの意見は減少しつつある。学生面接は全院生に対して前後期2回行った。例年通りである。

そのほか、正課外で、教員による自主ゼミなどの種々のフォローアップが行われているが、本文書は正課に関する総括文書であるので割愛する。

#### 2 進路就職支援

##### 新司法試験対策

新司法試験に関連する弁護士ゼミ等は2008年度もエクステンションセンターが実施した。

その他

法科大学院において進路就職支援として意味があることがあるとすれば、司法試験合格後の法律事務所等への就職支援であり、本法科大学院でも卒業生や実務家教員によるガイダンス等が行われている。さらに、法科大学院において深刻なのは、司法試験受験を諦め進路を変更した者や受験の回数制限を超えた者(いわゆる「三振者」)に対するフォローをどのようにしていくかである。本法科大学院の新司法試験合格者数は全国9位であるが、これらの受験回数の制限を超えた者を一定数出すことは避けられない。これらの者はまだ少数であるが、次年度以降、増加することは確実に予測できることから、法科大学院として対応が必要となる。もっとも、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ(法科大学院修了者向けの就職支援サイト)等の全国的な対応との連携が進められるべきである。また、キャリアオフィスとの連携も検討されている。

### **教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用**

教育支援体制につき、事務職員については、増員こそなされていないものの、ローテーションの安定化を通じ、実質的なサポート力の向上が図られている。また本研究科では、教育の充実、とりわけ法学未習者(1年目が重要だが2年目以降も含む)の学力向上のため、きめ細かい指導が必要となるため、TA制度を活用している。TAに関しては、下記8科目での活用実績が見られた。

2008年度TA制度を活用した講義は、第1に、法学未習者1年目の法律基本科目では、行政法、刑法、刑法、であり、法学既習者1年目以降の法律基本科目と実務基礎科目の必修科目では、行政救済法、公法実務総合演習、商法演習、であり、先端展開科目では、子どもと人権、現代法務特殊講義H(民事介入暴力)であった。特に最後の先端展開科目は実務家教員による講義であり、その性格上TA配置は欠かせない。

TAの主な活動内容としては、チューター業務(教員が特定判例・テーマ等の解説を依頼 毎週の決まった時間帯にTAが解説 受講者から質問を受け付ける)や小テスト監督業務等の通常業務である。これらの活動をTAに担ってもらい、学生の成績向上、ひいては新司法試験受験に向けた基礎力量の充実をサポートしている。

### **法務研究科の運営について**

従来、大学全体の会議日や各種委員会の開催との関係で、法学部教授会と法科大学院教授会の開催日・開催時間帯が重なってしまい、事実上、法科大学院教授会に出席が困難なダブルカウント教員が一部出てしまった。そこで、2007年度後半開催の教授会から、法科大学院教授会と法学部教授会の開催時間をずらし、また、法学部教授会に出席するダブルカウント教員は、テレビ会議で法科大学院教授会に出席できるよう工夫し、問題点を解消した。

以上

・ 研究業績

**浅田和茂教授**

論文：「刑事立法の重罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集『刑事政策学の体系』331-353頁（法律文化社、4月）、「Die Gesetzgebung zur “ Conspiracy “ in Japan」Festschrift für Klaus Tiedemann, S.313-323,（Carl Heymanns Verlag、4月）

編集：『刑法理論の探求1』（川端博・山口厚・井田良氏と共同編集）（成文堂、5月）

分担執筆：「政財官の癒着をめぐる犯罪」神山敏雄ほか編『新経済刑法入門』280-294頁（成文堂、12月）、「脱税」同295-306頁

講演記録：「私の刑事法研究・三九年 「途上としての学問」について」大阪市大法学雑誌55巻1号453-472頁（有斐閣、8月）

座談会：「裁判員制度によって刑法理論はどう変わるのか」（後藤昭・浅田和茂・笠井治・齋野彦弥・中山博之・半田靖史）季刊刑事弁護56号24-42頁（現代人文社、10月）

書評：加藤正明「因果関係における結果の規定について（一）（二・完）」法時80巻11号97-101頁（日本評論社、10月）

**生熊長幸教授**

論文：「抵当権実行に関する民法規定をどう見直すか」法律時報増刊166頁 167頁（日本評論社9月）

判例批評：「土地を目的とする先順位の甲抵当権が消滅した後に後順位の乙抵当権が消滅した後に後順位の後順位の乙抵当権が実行された場合において、土地と地上建物が甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったが乙抵当権の設定時には同一の所有者に属していたときの法定地上権の成否（最判平19年7月6日民集61巻5号1940頁）」民商法雑誌137巻4・5号457頁（有斐閣、2月）

その他：「担保不動産収益執行の実務上の問題点について」新民事執行法の実務6号33 96頁（民事法研究会、3月）

「譲渡担保権の対外的効力と二段物権変動論」太田知行＝荒川重勝＝生熊長幸編・民事法学への挑戦と新たな構築 323頁～.370頁（2008年12月）

**市川正人教授**

著書：（共著）『現代の裁判〔第5版〕』（有斐閣、7月）

論文：「法科大学院における教育の現状と課題」法律時報80巻4号48 53頁（日本評論社、4月）

「後藤国賠訴訟下級審判決の意義 憲法学の見地から」後藤国賠訴訟弁護団編『ビデオ再生と秘密交通権〔上告審編〕』10 20頁（現代人文社、4月）

「付随的違憲審査制における下級審の役割・考 国公法・社会保険事務所職員事件を素材として」『国民主権と法の支配 佐藤幸治先生古稀記念論文集〔上巻〕』357 378頁（成文堂、9月）

「文面審査と適用審査・再考」立命館法学321・322号21 - 42頁（2009年3月）

その他：「違憲審査権の行使（2）文面審査と適用審査」ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 憲法の争点276 277頁（有斐閣、12月）

「『法曹の質』と法科大学院」受験新報690号5頁（法学書院、7月）

「論点外死」-憲法から考える 表現の自由こそ基盤」（しんぶん赤旗、8月）

（共著）『新版 体系憲法事典』491 496頁（青林書院、7月）

「<学界展望>憲法」公法研究70号240 250頁（有斐閣、10月）

「法科大学院探訪 新司法試験との連携を考える 立命館大学法科大学院」法学セミナー640号8 10頁（日本評

論社，4月)

「座談会 法曹養成プロセスを検証する」ロースクール研究 10号 26 49頁(民事法研究会，6月)

**判例評釈:**「国籍法三条一項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍を認めていることと憲法一四條一項」判例評論599号2 - 7頁(判例時報2021号164 - 169頁)(2009年1月)

**その他:**「大久保史郎教授オーラルヒストリー」(聞き手)立命館法学 321・322号 608 - 643頁(2009年3月)

### 指宿信教授

**監修:**(共同)『リーガル・リサーチ 第3版』(日本評論社，3月)

『速報判例解説 Vol.2』(日本評論社，4月)

『速報判例解説 Vol.3』(日本評論社，10月)

**論文:**「北アイルランド刑事司法におけるITの活用 - 合理化、ハイテク化そして共有化」法律時報 80巻 3号 83 90頁(日本評論社，3月)

「取調べ録画制度における映像インパクトと手続法的抑制策の検討」判例時報 1995号 3 11頁(判例時報社，4月)

「豪州における取調べ録音録画の実態 『ディクソン・レポート』の概要とその示唆」判例時報 1994号 3 12頁(判例時報社，4月)

「取調べ録画制度と自白の証拠能力 オーストラリアにおける立法ならびに判例からの示唆」判例時報 1997号 3 18頁(判例時報社，5月)

「テレビ的パフォーマンスあるいは取調べの監視? ニュージーランドにおける被疑者取調べ録画制度について」季刊刑事弁護 54号 146 153頁(現代人文社，4月)

**その他:**座談会「最終弁論の到達点と今後の課題」季刊刑事弁護 55号 49 63頁(現代人文社，7月)

**報告:**“The Winny case: Cybercrime and copyright law in Japan”Law Talk Cyberspace Law and Policy Centre Cyberspace Law and Policy Centre UNSW(オーストラリア・シドニー，3月)

「海外におけるオンライン法情報のトレンド」図書館 de 法律情報 Part ，第10回図書館総合展，パシフィコ横浜(11月)

**コメンテーター:** 「福岡事件：死刑執行後の再審を求めて」立命館法と心理研究会ほか(6月)

**講演:**「法廷プレゼンテーション」福岡県弁護士会(6月)

「インターネットで外国法2008」外国法セミナー，INFOSTA，大阪大学(7月)

**オーガナイザー:**「第2回心理と法・日韓共同研究会」立命館法・心理研究会ほか(10月)

**報告兼オーガナイザー:**「被疑者取調べ録画制度と自白映像のインパクトをめぐって」第9回法と心理学会，南山大学(10月)

**基調報告:**「あらためて裁判員制度を考える」大阪経済法科大学，八尾市文化会館(11月)

### 大久保史郎教授

**論文:**「人権の体系」,「法人の人権」杉原泰雄編『新版・体系憲法事典』369 376頁、399 407頁(青林書院，7月)

**その他:**「韓国の司法制度改革と法学専門大学院 韓勝憲 前司法制度改革推進委員長に聞く」法律時報 80巻 4号 58 6頁(日本評論社，4月)

**講演:**「日本国憲法の意義および争点」川西市(9~10月)

### 北村和生教授

**論説:**「後藤国賠訴訟判決の国家賠償法上の論点について」『ビデオ再生と秘密交通権』34 44頁(現代人文社，4月)

「行政訴訟における行政の説明責任」『行政法の新構想』85 101頁(有斐閣，12月)

**判評:**「宇都宮地判平成19年5月24日」,「最判平成19年9月28日」法学セミナー増刊 速報判例解説 Vol.2 41 44頁、57 60頁(日本評論社，4月)

「最判平成 19 年 11 月 1 日」民商法雑誌 138 巻 3 号 349 367 頁（有斐閣，6 月）  
「東京高判平成 19 年 7 月 18 日」判例時報 2011 号 176 180 頁（判例時報社，10 月）  
「最判平成 19 年 12 月 7 日」法学セミナー増刊 速報判例解説 Vol.3 45 48 頁（日本評論社，10 月）  
**その他**：「公法系演習」ロースクール研究 9 号 97 105 頁（民事法研究会，3 月）  
「事例研究行政法」70 84 頁、239 254 頁、371 376 頁、404 411 頁（日本評論社，5 月）  
「演習」法学教室 331 号以下連載中（有斐閣，3 月～）

#### 小松陽一郎教授

**著書**：（共著）日本弁理士会編著『改訂版知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック』（経済産業調査会，4 月）  
（共同監修）『マンガ 中国模倣品対策奮闘記～知財戦略の手引き～』（近畿経済産業局，4 月）  
**論文**：「職務発明訴訟において発明者性を否定することと禁反言との関係について説示した事例」知財ぷりずむ Vol.5 No.58 38 44 頁（経済産業調査会，4 月）  
「同時破産廃止」山本克己他編『新破産法の理論と実務』430 432 頁（判例タイムズ社，5 月）  
「宗教団体への財産提供」事例研究民事法 296 313、316 319 頁（日本評論社，10 月）  
「個人再生の将来」市民と法 No.54 1 頁（民事法研究会，12 月）  
（共同執筆インタビュアー）「知財裁判史（第 7 回村林隆一弁護士）」知財研フォーラム Vol.73 34 48 頁（(財)知的財産研究所，6 月）  
（共同執筆）「日米における特許国内消尽理論 クアンタ事件米連邦最高裁判決（2008.6.9）を素材にして」知財ぷりずむ Vol.7 No.73 14 35 頁（経済産業調査会，10 月）  
**講演**：「九州知財マネジメントスクール第 4 回目」弁護士知財ネット，福岡商工会議所（1 月）  
「知的財産侵害訴訟における損害賠償額～最近の損害論の動向を見る～」土曜パテントセミナー，日本弁理士会，経営支援プラザ MEDA（1 月）  
「知的財産実務講座」（合計 8 回・共同）特別講座，立命館大学，立命館大学東京キャンパス（4 月～12 月）  
「平成 20 年度能力担保研修 A 講義」（合計 3 回）特定侵害代理業務試験能力担保研修，日本弁理士会，ハービス ENT オフィスタワー  
「ケーススタディ：著作権」国際知的財産権 コース，ICA&(財)比較法研究センター，JICA 大阪国際センター（6 月）  
「著作権法と企業法務」（合計 5 回）日本知的財産協会，堂島アバンザ（6～10 月）  
「特許権侵害紛争における攻防の実務」平成 20 年度知的財産権講座（上級），発明協会大阪支部，大阪科学技術センター（8 月）  
「不正競争防止法の改正」（合計 4 回）日本弁理士会継続研修，日本弁理士会，東京灘尾ホール、大阪国際交流センター、名古屋商工会議所、金沢「かなや」（8 月～10 月）  
「ケーススタディ：著作権」中国知的財産権（司法と法制）コース，JICA&(財)比較法研究センター，JICA 大阪国際センター（10 月）  
「特許権侵害紛争に対する戦略 訴訟提起前及び訴訟提起後の具体的戦略と問題点」関西特許研究会訴訟実務部会講演，関西特許研究会，ANA クラウンプラザホテル大阪（11 月）  
「著作物とはなにか？」じょいんと懇談会，情報科学技術協会，大阪大学中之島センター（12 月）

#### 田中恒好教授

**学会報告**：「会社法の下での合弁契約における少数株主保護条項について」国際商取引学会，追手門大学（3 月）  
**講演**：「商人道 家訓に学ぶ CSR の原点」「惣菜事業者の信頼性向上自主行動計画」策定支援セミナー，社団法人日本惣菜協会，堂島ホテル（11 月）

#### 出口雅久教授

**論文**：「グローバル社会における地球市民法曹のための法曹教育」『民事訴訟法の継受と伝播』253 268 頁（信山社，2 月）

「2006年国際訴訟法学会・京都大会について」『小島武司先生古稀祝賀下巻』1068 1090頁（商事法務，8月）  
注釈書：（共著）「293条・付帯控訴」別冊法学セミナー 基本コメンタール民事訴訟法3〔第3版〕31 33頁（日本評論社，1月）  
海外学会事情：「第13回世界訴訟法会議」，民事訴訟雑誌54巻224 230頁（法律文化，3月）  
翻訳：（共訳）ハンス・ブリュッティング「ドイツ民事訴訟法の国際的源流」、ロイック・カディエ「フランス民事訴訟法の国際的法源」松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』121 132頁、133 150頁（信山社，2月）  
編集：（共編）松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』（信山社，2月）  
「The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society」（Maklu Verlag，1月）  
講演：「日本における消費者団体訴訟」フィレンツェ大学日本年，フィレンツェ大学法学部，フィレンツェ大学（3月）  
「日本における民事訴訟法の現状」（「法と社会」連続講演会）レーゲンスブルク大学法学部・日独協会，レーゲンスブルク大学（6月）  
「日本民事訴訟法の継受と伝播」（日本法系列講座），中国人民大学法学部，中国人民大学（9月）  
学会報告：「日本民事訴訟法の継受と伝播」中国民事訴訟法学会，中国民事訴訟法学会，蘭州大学法学院（9月）  
国際シンポジウム：「日本における民事調停制度」ADR国際シンポジウム，中国人民最高法院，Novotel Hotel 北京（11月）  
研究助成：科学研究費（B），2008年度研究の国際化推進プログラム「ヨーロッパ法」  
戸部真澄准教授  
論文：「ドイツにおける分権化と環境行政」、「ドイツ連邦制度改革における財政改革」季刊環境研究149号145 151頁、152 157頁（日立環境財団，5月）  
「私人による『公権力の行使』」法律時報80巻8号101 104頁（日本評論社，6月）  
「情報公開法・個人情報保護法」法律時報80巻10号28 33頁（日本評論社，8月）  
判例評釈：「健康保険法上の個別指導に際して同僚医師の同席を求めることはできないとした事例」TKCローライブラリー・速報判例解説（<https://www.e-japanlaw.jp/commentary/pdf/2008-1-24-1.pdf>）（株TKC，1月）  
「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇用拒否を国賠法上違法とした事例」TKCローライブラリー・速報判例解説（[https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-4-23-1\\_tkc.pdf](https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-4-23-1_tkc.pdf)）（株TKC，4月）  
「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇用合格通知取消しを適法とした事例」、「信義則違反等を理由に住居票の職権削除を仮に差し止めた事例」、「健康保険法上の個別指導に際して同僚医師の同席を求めることはできないとした事例」速報判例解説 vol.2 33 36頁、49 52頁、73 76頁（日本評論社，4月）  
「市の派遣職員の給与を派遣法によらずに補助金等で支出したことを住民訴訟上違法とした事例」TKCローライブラリー・速報判例解説（[https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-7-29-1\\_tkc.pdf](https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-7-29-1_tkc.pdf)）（株TKC，7月）  
「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇用拒否を国賠法上違法とした事例」、「市の派遣職員の給与を派遣法によらずに補助金等で支出したことを住民訴訟上違法とした事例」速報判例解説 vol.3 57 60頁、61 64頁（日本評論社，10月）  
「開発区域周辺に開発利益を有する者に開発許可差止訴訟における原告適格を認めた事例」TKCローライブラリー・速報判例解説（[https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-020350244\\_tkc.pdf](https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-020350244_tkc.pdf)）（株TKC，11月）  
平成21年3月「国民年金法30条の4に定める「初診日」の解釈（学生無年金障害者訴訟最高裁判決）」TKCローライブラリー・速報判例解説（[https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-020400277\\_tkc.pdf](https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-020400277_tkc.pdf)）  
平成21年4月「開発区域周辺に開発利益を有する者に開発許可差止訴訟における原告適格を認めた事例」速報判例解説 vol.4, 43～46頁

**著書（共著）** 平成 21 年 1 月 黒川哲志ら編『確認環境法用語 230』（成文堂）

**論説** 平成 21 年 3 月 「不確実性の法的制御・序説」立命館法学 321・322 号 368-385 頁

**その他：**（共著）「学界回顧（行政法）」法律時報 80 巻 13 号 22 30 頁（日本評論社，11 月）

**研究助成：**科学研究費補助金若手（B）「行政と市民の『協働』に対する法的統制のあり方」

**渕野貴生准教授**

**論文：**「裁判員の公平性保障と報道の自由のあり方」朝日総研レポート AIR21 215 号 2 23 頁（朝日新聞社，4 月）

「被疑者・被告人の適正手続きの保障について」梓澤和幸 = 田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』（現代書館）  
252 - 263 頁（2009 年 2 月）

**判例評釈：**「判決確定後の勾留取消し申立てが認められなかった事例」法学セミナー増刊速報判例解説 3 号 237 240 頁（日本評論社，4 月）

「捜索差押令状執行中に配達された荷物に対する令状に基づく捜索の可否」法律時報 80 巻 6 号 109 113 頁（日本評論社，6 月）

**講演：**「適正な刑事手続の保障とマスメディア」裁判員制度下における報道のあり方シンポジウム、愛知県弁護士会（2008 年 11 月）

**学会報告：**「更生保護基本法要綱試案について」司法福祉学会，九州大学（8 月）

**その他：**座談会「新しい刑事手続きは開かれているか」梓澤和幸 = 田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』（現代書館）  
264 - 306 頁（2009 年 2 月）

**松井芳郎教授**

**著書：**（共編）『ベーシック条約集』2008 年度版 xxii + 1260 頁（東信堂，4 月）

**講演：**「ウィーン条約の解釈について」弁護士研修講座，大阪弁護士会，大阪弁護士会館（7 月）

**研究助成：**科学研究費補助金・基盤研究（B）

**その他：**国際法学会「国際関係法教育検討委員会」委員長

**松宮孝明教授**

**著書（単著）：**『刑法総論講義[第 4 版]』（成文堂、2009 年 3 月）

（編著）：『ハイブリッド刑法総論』（法律文化社、2009 年 1 月）

『ハイブリッド刑法各論』（法律文化社、2009 年 1 月）

（共編著書）：『新経済刑法入門』（成文堂、2008 年 12 月）

**論説：**「白地刑罰法規の規範補充を私人に委ねることと罪刑法定の原則」立命館法学 321・322 号 438 頁～457 頁

「組織犯罪対策に見る「自由と安全と刑法」--共謀罪立法問題を含む（特集 自由と安全と刑法）」刑法雑誌 48(2), 256～266, 2009/2 E-journal OPAC

**特別寄稿：**「今日における犯罪論と刑罰論の関係」立命館法学 317 号 481 頁～504 頁

**判例研究：**最新判例批評（[2009] 24）薬害エイズ事件厚生省ルート最高裁決定（最二決[平成]20.3.3）（判例評論（第 602 号））判例時報（2030），187～192, 2009/4/1 E-journal OPAC

**最新判例演習室 刑法 警察官とのけん銃の奪い合いに関して強盗罪の成立を認めた事例[名古屋高裁平成 20.10.21 判決] 法学セミナー 54(3), (651) 125, 2009/3 E-journal OPAC**

**最新判例演習室 刑法 親族である後見人による横領と親族相盗例[最高裁平成 20.2.18 決定] 法学セミナー 53(11), (647) 128, 2008/11 E-journal OPAC**

**最新判例演習室 刑法 ビラ配布目的の防衛庁宿舍立入りと邸宅侵入罪の成否--立川自衛隊官舎事件[最二小判平成**

### 松本克美教授

論文：「戦後補償の現在とこれから」法律時報増刊 改憲・改革と法 自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして 286 295 頁（日本評論社，5月）

「消滅時効の起算点・中断・停止の立法について」法律時報増刊 民法改正を考える 103 105 頁（日本評論社，9月）

「土地工作物責任における＜第一次的所有者責任・第二次の占有者責任論＞の可能性」立命館法学 321号（2009年3月）458-491頁

講演：“Aktuelle Probleme im Bereich des Haftungsrechts in Japan besonders die Haftung der Architekten und Ärzte” Ringsvorlesung , Regensburg Universität , Ringsvorlesung Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan , Regensburg Universität、Juristische Fakultät , Regensburg Universität（5月）

「『建物の基本的な安全性』概念の危険性と有用性 近時の裁判動向の批判的検討」欠陥住宅関西ネット第12回大会（エル・おおさか）（2009年3月20日）

研究会報告：「立命館LSにおけるGPAの活用現状とその課題について」島根法科大学院GPA研究会、2009年3月23日、島根大学法科大学院

その他：ベルリン・フンボルト大学にて在外研究（9月まで）

ドイツ・ベルリンにて女性と人権支援団体等の調査（専門職大学院等教育推進プログラム・地域密着型司法臨床教育の模索と拡充，3月）

ポーランド・クラクフ、ドイツ・ベルリン、ライプツヒ、ハレ、フランクフルト等にてホロコースト関連施設、女性と人権支援団体等の調査（専門職大学院等教育推進プログラム・地域密着型司法臨床教育の模索と拡充，8月・9月）

### 三木義一教授

著書：（共著）『よくわかる国際税務入門』（有斐閣，2月）

『よくわかる税法入門：税理士・春香のゼミナール』（有斐閣，3月）

### 村田敏一教授

論文：「株式会社の合併比率の著しい不公正について—その抑止策と株主の救済策を中心に—」立命館法学 321号・322号 515 - 543頁（立命館大学法学会、3月）

「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集第166号 29 - 51頁（生命保険文化センター、3月）

「生命保険契約における保険者の免責事由—自殺免責・故殺免責・その他」『中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点』337 - 356頁（法律文化社、3月）

「『指針』以後 現実主義者の買収防衛策論 有事導入・発動型防衛策の再評価を中心に」ニッセイ基礎研「所報」Summer2008 Vol.50 127 146頁（ニッセイ基礎研究所，6月）

「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定 新保険法の構造分析の視点」保険学雑誌第602号 129 148頁（日本保険学会，9月）

解説：「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」別冊金融・商事判例 新しい保険法の理論と実務 28 39頁（経済法令研究会，10月）

学会報告：「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定 新保険法の構造分析の視点」日本保険学会関西西部会，日本保険学会，神戸大学（6月）

研究会報告：「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」生保・金融法制研究会，生命保険文化センター，日本生命保険本店（5月）

### 山名隆男教授



**著書**：(共著)『税務明解 相続税・贈与税』(清文社, 7月)

**講演**：「和解の税務」弁護士会会員研修, 京都弁護士会業務対策委員会, 京都弁護士会館(2月)

「相続事件は税金に要注意」中弁連夏季研修, 日本弁護士連合会・中部弁護士連合会, 福井ワシントンホテル(8月)

**その他**：所得税更正処分取消請求事件 鑑定意見書(4月14日付) 再意見書(11月30日付)作成

#### 吉村良一教授

**論文**：「景観の私法上の保護における地域的ルールの意義」立命館法学 316号 449-418頁(立命館大学法学会, 3月)

「環境被害救済制度のあり方」法の科学 39号(日本評論社 2008年9月) 146~149頁

「不法行為法の改正をどのように考えるか」法律時報臨時増刊『民法改正を考える』337~339頁(日本評論社 2008年10月)

「公法と私法の交錯・協働」法律時報 81巻2号 62~65頁(日本評論社 2009年1月)

「『責任』原理と環境・公害被害の救済」環境と公害 38巻3号 24~29頁(岩波書店 2009年1月)

「不法行為法における権利侵害要件の『再生』」立命館法学 321・322号 569~607頁(立命館大学法学会 2009年3月)

**その他**：「公害と人権」法学セミナー 2008年10月号 1頁(日本評論社, 10月)

**シンポジウム報告**：「民法学から見た公法私法の交錯・協働」日本学術会議法学委員会「法における公と私」分科会主催シンポジウム(2008年7月上智大学)

「大気汚染被害者の新たな救済制度について」日本環境会議水島大会(2008年9月倉敷芸術工科大学)

「新たな大気汚染公害被害者救済制度めざして」日本環境会議・全国公害弁護団連絡会議主催シンポジウム(2009年3月東京ホテルはあといん乃木坂)

**大会報告**：「大気汚染被害の新たな救済制度について」環境会議水島大会, 日本環境会議, 倉敷芸術工科大学(9月)

#### 渡辺惺之教授

**論文**：「涉外実親子関係の国際裁判管轄と準拠法」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系 2』639-662頁(新日本法規出版, 2月)

「調停事件の外国における効力」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系 5』500-513頁(新日本法規出版, 2月)

「国際的なPL訴訟の裁判管轄問題」日本機械輸出組合『台湾、インド、オーストラリアの最新PL制度状況』平成19年度事業報告書 74-88頁(5月)

**判例評釈**：涉外家事判例評釈(1)「離婚準拠法が協議離婚を許容するが、離婚意思の公的機関による確認を要求する場合に、日本で行われた協議離婚の効力 日本在住の中国人夫婦の協議離婚の無効確認請求大阪家判平成19年9月10日(平成18年(家ホ)191号離婚無効確認請求事件)」戸籍時報 630号 2頁(8月)

平成21年2月 涉外家事事件判例評釈(2)「藁の上からの養子に関する韓国法の解釈と上告受理申立て(最三小判平成二〇年三月一八日)」戸籍時報 637号 22頁

**翻訳**：エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際裁判管轄の立法と判例の展開」立命館法学 317号 515-560頁(立命館大学法学会, 6月)

(共訳)ゲルハルト・リース「ドイツにおける契約自由の原則の展開について」立命館法学 317号 505-514頁(立

命館大学法学会，6月)

平成21年1月 翻訳エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際家事手続法と調停（離婚と子どもの監護の問題を中心に）(1)」立命館法学320号279-305頁

**講演等**：「ルガノ条約の世界化の可能性とその問題点」第9回日韓国際私法シンポジウム，韓国大法院会議室（6月）

「コンテンツの流動化と知財制度の課題」モデレーター アジア・イノベーション分科会，日本知財学会，日本大学法学部本館（6月）

「日本及び韓国からみた知的財産に関する国際私法原則（2） 国際裁判管轄権 」第8回知的財産法・国際私法シンポジウム，早稲田大学9号館会議室（12月）

**その他**：「検証第2回新司法試験 国際関係法（私法系）」ロースクール研究11号135-139頁（民事法研究会，9月）

### **和田真一教授**

**著書（共著）**：長尾治助編『レクチャー消費者法』（法律文化社・2月）

（共著）中川淳編『現代法学を学ぶ人のために』（世界思想社・3月）

**その他**：「慰謝料規定についての改正をどう考えるか」椿＝新美＝平野＝河野編『法律時報臨時増刊 民法改正を考える』（日本評論社・9月）381-383頁